明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（二五四）　三
○公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五五）　四
○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二五六）　四
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（二五七）　五
○覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（二五八）　五
○児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五九）　五

〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（**総務**七八）　七
○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇七）　七
○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇八）　七
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（**同**一〇九）　八
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（**国土交通**七八）　一四
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（**同**七九）　一四
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（**同**八〇）　一五

〔告　示〕
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目を定める告示の一部を改正する件（**消防庁**一三）　一六
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**二一〇）　一七
○令和六年度において使用される特別支援学校用教科書の定価を認可した件（**文部科学**九七）　一八
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（**同**九八）　二三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**二五八）　二四
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項及び第六項の規定に基づき、新規化学物質の名称及び特定新規化学物質の判定結果を公示する件（**厚生労働・経済産業・環境**六）　二四
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（**農林水産**一四八六）　二五
○特定水産資源（ながすくじら）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項第一号及び第三号に掲げる数量を公表する件（**同**一四八七）　二五
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**同**一四八八）　二五
○山形空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**一〇五五）　二六
○紋別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**一〇五六）　二六

〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度春期情報処理安全確保支援士試験合格者（経済産業省）　五九

〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和五年度令和六年五月分）、（令和六年度令和六年五月分）（財務省）　六〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、適格特例投資家、基本測量関係事項関係　六五
裁判所
破産、免責、再生関係　七〇
特殊法人等
令和五年度参議院共済組合の決算、令和五事業年度財務諸表（独立行政法人造幣局・工業所有権情報・研修館・製品評価技術基盤機構・国立研究開発法人土木研究所・国立研究開発法人建築研究所）、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、令和五事業年度決算等（全国商工会連合会・預金保険機構・銀行等保有株式取得機構・石炭鉱業年金基金）、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、農水産業協同組合貯金保険機構令和五事業年度決算、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係　九三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一三七
会社その他　一三八
会社決算公告　一四三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二五四号）（内閣官房）

1　令和六年能登半島地震からの復旧及び復興を推進する体制を強化するとともに、管制塔における航空機の離着陸に係る監視体制を強化するため、国土交通省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五五号）（国土交通省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五六号）（国土交通省）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年九月一日とすることとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第二五七号）（厚生労働省）

1　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正関係（第一条関係）

次に掲げる物を麻薬に指定することとした。

㈠　一―（三―クロロフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類

㈡　二―ジメチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ペンタン―一―オン及びその塩類

㈢　六ａ・七・八・一〇ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類

㈣　二―（四―ブトキシベンジル）―一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

㈤　二―（二―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン及びその塩類

2　次に掲げる物を向精神薬に指定することとした。

八―ブロモ―一―メチル―六―フェニル―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ［四・三―ａ］［一・四］ベンゾジアゼピン及びその塩類

3　次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定することとした。

㈠　エチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈡　一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類

㈢　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈣　ピペリジン―四―オン及びその塩類

㈤　ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈥　プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈦　一―メチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈧　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈨　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

二　麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正関係（第二条関係）

次に掲げる物を特定麻薬向精神薬原料に指定することとした。

1　エチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

2　一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類

3　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

4　ピペリジン―四―オン及びその塩類

5　ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

6　プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

7　一―メチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

8　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

9　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

三　施行期日

この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二五八号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を覚醒剤原料に指定することとした。（本則関係）

㈠　エチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

㈡　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

㈢　ブチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

㈣　プロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

㈤　一―メチルエチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

㈥　二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボン酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

(七)　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

(八)　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

(九)　メチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（こども家庭庁）

一　児童扶養手当法施行令の一部改正関係

1　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条の二関係）

2　児童扶養手当の支給の制限に係る所得基準額を引き上げるとともに、所得税に係る扶養控除の見直しに伴い、当該所得基準額の算定において、三〇歳以上七〇歳未満の扶養親族のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しないものについては、当該所得基準額の加算の対象としないこととした。（第二条の四関係）

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正関係

所得税に係る扶養控除の見直しに伴い、特別児童扶養手当等の支給の制限に係る所得基準額の算定において、三〇歳以上七〇歳未満の扶養親族のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しないものについては、当該所得基準額の加算の対象としないこととした。（第二条及び第七条関係）

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　この政令は、令和六年一一月一日から施行することとした。ただし、二の事項は、同年八月一日から施行することとした。

政　令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十四号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表国土交通省の項中「六〇、一七〇人」を「六〇、二〇八人」に改め、同表合計の項中「三〇六、七四六人」を「三〇六、七八四人」に改める。

附則第二項の表国土交通省の項中「六〇、二一〇人」を「六〇、二四八人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十五号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項中「第四条第二項第九号」を「第四条第二項第十号」に改める。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十六号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年九月一日とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十七号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第四十号、別表第一第七十五号、別表第三第十一号及び別表第四第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）

第一条　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百五十七号を第百六十二号とし、第百一号から第百五十六号までを五号ずつ繰り下げ、第百号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五　二―（二―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン及びその塩類

第一条中第九十九号を第百三号とし、第九十八号を第百二号とし、第九十七号を第百号とし、同号の次に次の一号を加える。

百一　二―（四―ブトキシベンジル）―一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第九十六号を第九十九号とし、第六十六号から第九十五号までを三号ずつ繰り下げ、第六十五号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八　六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類

第一条中第六十四号を第六十六号とし、第五十七号から第六十三号までを二号ずつ繰り下げ、第五十六号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十八　二―ジメチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十五号を第五十六号とし、第三十一号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　一―（三―クロロフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類

第三条中第七十八号を第七十九号とし、第七十号から第七十七号までを一号ずつ繰り下げ、第六十九号の次に次の一号を加える。

七十　八―ブロモ―一―メチル―六―フェニル―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ［四・三―ａ］［一・四］ベンゾジアゼピン及びその塩類

第四条中第十七号を第二十六号とし、第十四号から第十六号までを九号ずつ繰り下げ、第十三号を第十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十　一―メチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

二十一　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

二十二　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

第四条中第十二号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七　ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

十八　プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

第四条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　ピペリジン―四―オン及びその塩類

第四条中第八号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類

十一　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

第四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　エチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第二条　麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十八号を第二十七号とし、第十四号から第十七号までを九号ずつ繰り下げ、第十三号を第十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十　一―メチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

二十一　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

二十二　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシ

第一条中第十二号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。
十七　ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類
十八　プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類
第一条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の三号を加える。
十一　一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類
十二　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類
十三　ピペリジン―四―オン及びその塩類
第一条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
五　エチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十八号

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）別表第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

覚醒剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一　エチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第十号とし、同号の前に次の六号を加える。

四　二・六―ジアミノ―Ｎ―（一―フェニルプロパン―二―イル）ヘキサンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

五　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

六　Ｎ・α―ジメチル―Ｎ―二―プロピニルフェネチルアミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

七　ブチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

八　プロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

九　一―メチルエチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

本則に次の四号を加える。

十一　二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボン酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

十二　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

十三　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

十四　メチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十九号

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項、第九条の二及び第十条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第六条、第七条並びに第二十条及び第二十一条（これらの規定を同法第二十六条の五及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項及び第三項を削る。

第二条の四第一項から第三項までを次のように改める。

法第九条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　加算対象扶養親族等（法第九条第一項に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下この条において同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。第六項第一号及び第七項第一号において同じ。）以外のものをいう。次号及び次項第一号において同じ。）及び生計維持児童（法第九条第一項に規定する児童をいう。次号及び次項第一号において同じ。）がないとき　六十九万円

二　加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき　六十九万円に次に掲げる額を加算した額
イ　当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者（七十歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。ロ及び次項第一号ロにおいて同じ。）、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下この条において同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。ハ及び次項第一号ロにおいて同じ。）に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額
ロ　当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額
ハ　当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

2　法第九条第一項の規定による手当の支給の制限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分について、行うものとする。

一　法第九条第一項に規定する所得（以下この項から第四項までにおいて「前年所得」という。）が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額以上であるとき　手当の全部
イ　加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき　二百八万円
ロ　加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき　二百八万円に次に掲げる額を加算した額
(1)　当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額
(2)　当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額
(3)　当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

二　前年所得が前号のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であるとき　手当のうち、基本額一部支給停止額と法第五条第二項に規定する監護等児童の数から一を減じた数に加算額一部支給停止額を乗じて得た額を合算した額に相当する部分

3　前項第二号の基本額一部支給停止額は、前年所得の額から第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額に〇・〇二五を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

第二条の四第四項中「第二項の第一加算額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得」を「第二項第二号の加算額一部支給停止額は、前年所得」に、「四九〇、〇〇〇円」を「第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額」に、「〇・〇〇三七四八三」を「〇・〇〇三八五六一」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　法第九条の二に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　加算対象扶養親族等（法第九条の二に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）及び生計維持児童（同条に規定する児童をいう。同号において同じ。）がないとき　二百三十六万円
二　加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき　二百三十六万円に次に掲げる額を加算した額
イ　当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額
ロ　当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十四万円を乗じて得た額（イの規定により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から六万円を減じた額）

第二条の四第七項を次のように改める。

7　法第十条に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　加算対象扶養親族等（法第十条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）がないとき　二百三十六万円
二　加算対象扶養親族等があるとき　二百三十六万円に次に掲げる額を加算した額
イ　当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に三十八万円を乗じて得た額
ロ　当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十四万円を乗じて得た額（イの規定により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から六万円を減じた額）

第二条の四第八項を削る。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（法第六条及び第七条の政令で定める額）

第二条　法第六条に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　加算対象扶養親族等（法第六条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下この条及び第七条第一号において同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。次項第一号及び第七条第一号において同じ。）及び生計維持児童（法第六条に規定する児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する者をいう。次号において同じ。）がないとき　四百五十九万六千円
二　加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき　四百五十九万六千円に次に掲げる額を加算した額
イ　当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者（七十歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。ロ及び第七条第二号において同じ。）、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下この条及び同号において同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。ハ及び同号において同じ。）に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額
ロ　当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額
ハ　当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に六十三万円を乗じて得た額

2　法第七条に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　加算対象扶養親族等（法第七条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）がないとき　六百二十八万七千円

二　加算対象扶養親族等があるとき　六百三十二万三千円に次に掲げる額を加算した額
イ　当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に二十一万三千円を乗じて得た額
ロ　当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に二十七万三千円を乗じて得た額（イの規定により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から六万円を減じた額）

第七条を次のように改める。

（法第二十条の政令で定める額）

第七条　法第二十条に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　加算対象扶養親族等（法第二十条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）がないとき　三百六十万四千円

二　加算対象扶養親族等があるとき　三百六十万四千円に次に掲げる額を加算した額

イ　当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）の数に三十八万円を乗じて得た額

ロ　当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

ハ　当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に六十三万円を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、同年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四（第五項を除く。）の規定は、令和六年十一月以後の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当（以下この項において「児童扶養手当」という。）の支給の制限について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

3　第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第二条第一項、同条第二項（同令第八条第一項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号。以下この項において「昭和六十年改正政令」という。）附則第四条において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第七条（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十二条第一項及び昭和六十年改正政令附則第四条において準用する場合を含む。）の規定は、令和六年八月以後の月分の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下この項において「特別児童扶養手当等」という。）の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の特別児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

省　令

○総務省令第七十八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三及び第十四条の三の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

総務大臣　松本　剛明

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（危険物の取扱作業の保安に関する講習） **第五十八条の十四**　法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなつた日から一年以内に危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下この条及び次条において単に「講習」という。）を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなつた日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。 ［2・3　略］	（講習） **第五十八条の十四**　法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなつた日から一年以内に講習を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなつた日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。 ［2・3　同上］
（危険物の取扱作業の保安に関する講習に係る指定講習機関） **第五十八条の十五**　法第十六条の四第二項に規定する指定講習機関（以下この条において単に「指定講習機関」という。）の指定は、講習を行おうとする法人の申請により行う。 2　指定を受けようとする法人は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定を受けようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。 一　第五十八条の二第二項第一号から第七号まで及び第十二号に掲げる書類	［新設］

二　講習事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類
三　講習事務の実施の方法の概要を記載した書類
四　第四項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

3　総務大臣は、前項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、法第十三条の二十三の規定による指定をしてはならない。
一　職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
二　前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
三　申請者が、講習以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて当該講習が不公正になるおそれがないこと。
四　全国の講習を受講しようとする者に対して、通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法その他これに準ずる方法をいう。）又は当該通信の方法及び対面により講習の業務を行うことができる体制を有していること。

4　総務大臣は、第一項の規定による申請をした法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十三条の二十三の規定による指定をしてはならない。
一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
二　その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人であること。
三　第二十項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。
四　第二十項の規定による指定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

5　総務大臣は、法第十三条の二十三の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

6　指定講習機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

7　総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

8　指定講習機関は、毎年一回以上講習を行わなければならない。

9　指定講習機関は、公正に、かつ、前条第三項の規定に基づき消防庁長官が定める講習に係る基準に適合する方法により講習を行わなければならない。

10　指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

11　指定講習機関は、次に掲げる講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、講習の業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
一　講習の業務を取り扱う日及び時間に関する事項
二　講習の業務を取り扱う事務所及び当該事務所が担当する地域に関する事項

三　講習の業務の実施の方法に関する事項
四　講習の手数料の収納の方法に関する事項
五　講習の業務に関する秘密の保持に関する事項
六　講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
七　第十四項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
八　その他講習の業務の実施に関し必要な事項

12　総務大臣は、前項の規定により届出をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

13　指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えておかなければならない。

14　講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二　前号の書面の謄本又は抄本の請求
三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

15　指定講習機関は、講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え、講習を行つた日からこれを五年間保存しなければならない。

一　講習を行つた年月日
二　講習の実施場所又は実施方法
三　講習の受講者の氏名、住所及び生年月日
四　前号の受講者のうち、講習修了証明を受けた者及びその年月日

16　総務大臣は、指定講習機関が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

17　総務大臣は、指定講習機関が第八項及び第九項の規定に違反していると認めるときは、当該指定講習機関に対し、講習を行うべきこと又は当該講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

18　総務大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務に関し必要な報告を求めることができる。

19　指定講習機関は、講習の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一　休止又は廃止の理由

二　休止又は廃止の時期

三　休止にあつては、その期間

20　総務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二　第四項第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

三　第六項、第八項から第十一項まで、第十三項、第十五項又は第十九項の規定に違反したとき。

四　第十一項の規定により届け出た業務規程によらないで講習の業務を行つたとき。

五　第十二項、第十六項又は第十七項の規定による命令に違反したとき。

六　正当な理由がないのに第十四項各号の規定による請求を拒んだとき。

七　不正な手段により指定を受けたとき。

21　総務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一　第十九項の規定による届出があつたとき。

二　前項の規定により指定を取り消し、又は講習の業務の停止を命じたとき。

（定期点検を行わなければならない時期等）

第六十二条の四　法第十四条の三の二の規定による定期点検は、一年（告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

（定期点検を行わなければならない時期等）

第六十二条の四　法第十四条の三の二の規定による定期点検は、一年（告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、定期点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

一　第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、定期点検を行うことが困難であると認められるとき。

二　法第十条第四項の技術上の基準に適合していることを常時監視するための装置の設置その他の必要な措置が講じられており、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認めるとき。

［2　略］

［新設］

第六十二条の五の四　移動タンク貯蔵所に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第八条第三項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該移動貯蔵タンクの変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行った日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

一　第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、当該点検を行うことが困難であると認められるとき。

二　当該移動タンク貯蔵所の漏れを常時監視するための装置の設置その他の必要な措置が講じられており、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認めるとき。

［新設］

［2　同上］

第六十二条の五の四　移動タンク貯蔵所に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第八条第三項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該移動貯蔵タンクの変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行った日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、当該点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2　消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）　第二十六条第一項第九号（その他総務省令で定める書類に限る。）」を「危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）　第二十六条第一項第九号（その他総務省令で定める書類に限る。）　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）　第五十八条の十五第十五項」に改める。

別表第三中「石油コンビナート等災害防止法　第十五条第三項」を「石油コンビナート等災害防止法　危険物の規制に関する規則　第十五条第三項　第五十八条の十五第十五項」に改める。

○厚生労働省令第百七号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の三十六の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

第一条　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第一（第二十七条及び第三十条関係）

改正後		改正前	
（略）	（略）	（略）	（略）
第二種向精神薬	（略）	第二種向精神薬	（略）
二―エチル―二―フェニルグルタルイミド（別名グルテチミド）、その塩類及びこれらを含有する物	一五g	二―エチル―二―フェニルグルタルイミド（別名グルテチミド）、その塩類及びこれらを含有する物	十五g
（略）	（略）	（略）	（略）
二十一―シクロプロピル―七―α―〔(S)―一―ヒドロキシ―一・二・二―トリメチルプロピル〕―六・十四―エンド―エタノ―六・七・八・十四―テトラヒドロオリパビン（別名ブプレノルフィン）、その塩類及びこれらを含有する物	八〇mg	二十一―シクロプロピル―七―α―〔(S)―一―ヒドロキシ―一・二・二―トリメチルプロピル〕―六・十四―エンド―エタノ―六・七・八・十四―テトラヒドロオリパビン（別名ブプレノルフィン）、その塩類及びこれらを含有する物	八十mg
（略）	（略）	（略）	（略）
五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルニトラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	六〇mg	五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルニトラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	六十mg
（略）	（略）	（略）	（略）
一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―六・十一―ジメチル―三―（三―メチル―二―ブテニル）―二・六―メタノ―三―ベンザゾシン―八―オール（別名ペンタゾシン）、その塩類及びこれらを含有する物	一八g	一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―六・十一―ジメチル―三―（三―メチル―二―ブテニル）―二・六―メタノ―三―ベンザゾシン―八―オール（別名ペンタゾシン）、その塩類及びこれらを含有する物	十八g

第三種向精神薬	二―アミノ―五―フェニル―二―オキサゾリン（別名アミノレクス）、その塩類及びこれらを含有する物	三〇〇mg
	（略）	（略）
	一―エチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル（別名エチナメート）、その塩類及びこれらを含有する物	三〇g
	（略）	（略）
	五―エチル―一―メチル―五―フェニルバルビツール酸（別名メチルフェノバルビタール）、その塩類及びこれらを含有する物	一二g
	（略）	（略）
	一―クロロ―三―エチル―一―ペンテン―四―イン―三―オール（別名エスクロルビノール）、その塩類及びこれらを含有する物	二二・五g
	七―クロロ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ロラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇mg
	七―クロロ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ロルメタゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	六〇mg
	七―クロロ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名デロラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	一八〇mg
	十―クロロ―十一ｂ―（二―クロロフェニル）―二・三・七・十一ｂ―テトラヒドロオキサゾロ―〔三・二―ｄ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六（五H）―オン（別名クロキサゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	三六〇mg
	八―クロロ―六―（二―クロロフェニル）―一―メチル―四H―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名トリアゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	一五mg
	七―クロロ―一―〔二―（ジエチルアミノ）エチル〕―五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇〇mg
	七―クロロ―一―（シクロプロピルメチル）―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名プラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	六〇〇mg
	七―クロロ―五―（一―シクロヘキセン―一―イル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名テトラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	一二g

第三種向精神薬	二―アミノ―五―フェニル―二―オキサゾリン（別名アミノレクス）、その塩類及びこれらを含有する物	三百mg
	（略）	（略）
	一―エチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル（別名エチナメート）、その塩類及びこれらを含有する物	三十g
	（略）	（略）
	五―エチル―一―メチル―五―フェニルバルビツール酸（別名メチルフェノバルビタール）、その塩類及びこれらを含有する物	十二g
	（略）	（略）
	一―クロロ―三―エチル―一―ペンテン―四―イン―三―オール（別名エスクロルビノール）、その塩類及びこれらを含有する物	二十二・五g
	七―クロロ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ロラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九十mg
	七―クロロ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ロルメタゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	六十mg
	七―クロロ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名デロラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	百八十mg
	十―クロロ―十一ｂ―（二―クロロフェニル）―二・三・七・十一ｂ―テトラヒドロオキサゾロ―〔三・二―ｄ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六（五H）―オン（別名クロキサゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	三百六十mg
	八―クロロ―六―（二―クロロフェニル）―一―メチル―四H―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名トリアゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	十五mg
	七―クロロ―一―〔二―（ジエチルアミノ）エチル〕―五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九百mg
	七―クロロ―一―（シクロプロピルメチル）―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名プラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	六百mg
	七―クロロ―五―（一―シクロヘキセン―一―イル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名テトラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	十二g

七―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―五―フェニル―一Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸（別名クロラゼプ酸）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇〇mg
（略）	（略）
七―クロロ―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―五―フェニル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名テマゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇〇mg
（略）	（略）
七―クロロ―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―一―（二―プロピニル）―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ピナゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	六〇〇mg
七―クロロ―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ノルダゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	四五〇mg
七―クロロ―二・三―ジヒドロ―一―メチル―五―フェニル―一Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン（別名メダゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇〇mg
（略）	（略）
（ＲＳ）―六―（五―クロロピリジン―二―イル）―七―オキソ―六・七―ジヒドロ―五Ｈ―ピロロ［三・四―ｂ］ピラジン―五―イル＝四―メチルピペラジン―一―カルボキシラート（別名ゾピクロン）、その塩類及びこれらを含有する物	三〇〇mg
五―（二―クロロフェニル）―七―エチル―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二Ｈ―チエノ〔二・三―ｅ〕―一・四―ジアゼピン―二―オン（別名クロチアゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇〇mg
四―（二―クロロフェニル）―二―エチル―九―メチル―六Ｈ―チエノ［三・二―ｆ］［一・二・四］トリアゾロ［四・三―ａ］［一・四］ジアゼピン（別名エチゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇mg
五―（四―クロロフェニル）―二・五―ジヒドロ―三Ｈ―イミダゾ〔二・一―ａ〕イソインドール―五―オール（別名マジンドール）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇mg
五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名クロナゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	一八〇mg
六―（二―クロロフェニル）―二・四―ジヒドロ―二―〔四―メチル―一―ピペラジニル〕メチレン〕―八―ニトロ―一Ｈ―イミダゾ〔一・二―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―一―オン（別名ロプラゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	六〇mg

七―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―五―フェニル―一Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸（別名クロラゼプ酸）、その塩類及びこれらを含有する物	九百mg
（略）	（略）
七―クロロ―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―五―フェニル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名テマゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九百mg
（略）	（略）
七―クロロ―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―一―（二―プロピニル）―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ピナゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	六百mg
七―クロロ―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ノルダゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	四百五十mg
七―クロロ―二・三―ジヒドロ―一―メチル―五―フェニル―一Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン（別名メダゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九百mg
（略）	（略）
（ＲＳ）―六―（五―クロロピリジン―二―イル）―七―オキソ―六・七―ジヒドロ―五Ｈ―ピロロ［三・四―ｂ］ピラジン―五―イル＝四―メチルピペラジン―一―カルボキシラート（別名ゾピクロン）、その塩類及びこれらを含有する物	三百mg
五―（二―クロロフェニル）―七―エチル―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二Ｈ―チエノ〔二・三―ｅ〕―一・四―ジアゼピン―二―オン（別名クロチアゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九百mg
四―（二―クロロフェニル）―二―エチル―九―メチル―六Ｈ―チエノ［三・二―ｆ］［一・二・四］トリアゾロ［四・三―ａ］［一・四］ジアゼピン（別名エチゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	九十mg
五―（四―クロロフェニル）―二・五―ジヒドロ―三Ｈ―イミダゾ〔二・一―ａ〕イソインドール―五―オール（別名マジンドール）、その塩類及びこれらを含有する物	九十mg
五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名クロナゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	百八十mg
六―（二―クロロフェニル）―二・四―ジヒドロ―二―〔四―メチル―一―ピペラジニル〕メチレン〕―八―ニトロ―一Ｈ―イミダゾ〔一・二―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―一―オン（別名ロプラゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	六十mg

八―クロロ―六―フェニル―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名エスタゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	一二〇mg
七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―一Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸エチルエステル（別名ロフラゼプ酸エチル）、その塩類及びこれらを含有する物	六〇mg
七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―（二・二・二―トリフルオロエチル）―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―チオン（別名クアゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇〇mg
七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルジアゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	二二・五mg
八―クロロ―六―（二―フルオロフェニル）―一―メチル―四Ｈ―イミダゾ〔一・五―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名ミダゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	四五〇mg
（略）	（略）
八―クロロ―一―メチル―六―フェニル―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕―ベンゾジアゼピン（別名アルプラゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	七二mg
（略）	（略）
五・五―ジエチルバルビツール酸（別名バルビタール）、その塩類及びこれらを含有する物	一八g
三・三―ジエチル―五―メチル―二・四―ピペリジンジオン（別名メチプリロン）、その塩類及びこれらを含有する物	一二g
一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―五―フェニル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ニトラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	四五〇mg
一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―五―フェニル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ニメタゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	一五〇mg
一・一―ジフェニル―一―（二―ピペリジル）メタノール（別名ピプラドロール）、その塩類及びこれらを含有する物	一八〇mg
（略）	（略）
Ｎ・Ｎ・六―トリメチル―二―パラ―トリルイミダゾ〔一・二―ａ〕ピリジン―三―アセタミド（別名ゾルピデム）、その塩類及びこれらを含有する物	三〇〇mg

八―クロロ―六―フェニル―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名エスタゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	百二十mg
七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―一Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸エチルエステル（別名ロフラゼプ酸エチル）、その塩類及びこれらを含有する物	六十mg
七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―（二・二・二―トリフルオロエチル）―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―チオン（別名クアゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九百mg
七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルジアゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	二十二・五mg
八―クロロ―六―（二―フルオロフェニル）―一―メチル―四Ｈ―イミダゾ〔一・五―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名ミダゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	四百五十mg
（略）	（略）
八―クロロ―一―メチル―六―フェニル―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕―ベンゾジアゼピン（別名アルプラゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	七十二mg
（略）	（略）
五・五―ジエチルバルビツール酸（別名バルビタール）、その塩類及びこれらを含有する物	十八g
三・三―ジエチル―五―メチル―二・四―ピペリジンジオン（別名メチプリロン）、その塩類及びこれらを含有する物	十二g
一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―五―フェニル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ニトラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	四百五十mg
一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―五―フェニル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ニメタゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	百五十mg
一・一―ジフェニル―一―（二―ピペリジル）メタノール（別名ピプラドロール）、その塩類及びこれらを含有する物	百八十mg
（略）	（略）
Ｎ・Ｎ・六―トリメチル―二―パラ―トリルイミダゾ〔一・二―ａ〕ピリジン―三―アセタミド（別名ゾルピデム）、その塩類及びこれらを含有する物	三百mg

（略）	（略）
七―ブロモ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン、その塩類及びこれらを含有する物	三〇〇mg
二―ブロモ―四―（二―クロロフェニル）―九―メチル―六Ｈ―チエノ〔三・二―ｆ〕―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕ジアゼピン（別名ブロチゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	一五mg
七―ブロモ―一・三―ジヒドロ―五―（二―ピリジル）―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ブロマゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	四五〇mg
十―ブロモ―十一ｂ―（二―フルオロフェニル）―二・三・七・十一ｂ―テトラヒドロオキサゾロ〔三・二―ｄ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六（五Ｈ）―オン（別名ハロキサゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	三〇〇mg
（略）	（略）
三―〔（α―メチルフェネチル）アミノ〕プロピオニトリル（別名フェンプロポレクス）、その塩類及びこれらを含有する物	三六〇mg
三―（α―メチルフェネチル）―Ｎ―（フェニルカルバモイル）シドノンイミン（別名メソカルブ）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇〇mg
（略）	（略）
二―メチル―二―プロピル―一・三―プロパンジオールジカルバミン酸エステル（別名メプロバメート）、その塩類及びこれらを含有する物	一八g

別表第二（第四十四条関係）

一　（略）

二　バルビタールとして二〇％以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして一〇〇mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

三　バルビタールとして二〇％以下を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして一〇mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

四　バルビタールとして五〇％以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして一〇mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

五　バルビタール及びヨウ化アセチルコリンを含有する物であつて、一個中バルビタールとして一〇mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

六・七　（略）

（略）	（略）
七―ブロモ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン、その塩類及びこれらを含有する物	三百mg
二―ブロモ―四―（二―クロロフェニル）―九―メチル―六Ｈ―チエノ〔三・二―ｆ〕―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕ジアゼピン（別名ブロチゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	十五mg
七―ブロモ―一・三―ジヒドロ―五―（二―ピリジル）―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ブロマゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	四百五十mg
十―ブロモ―十一ｂ―（二―フルオロフェニル）―二・三・七・十一ｂ―テトラヒドロオキサゾロ〔三・二―ｄ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六（五Ｈ）―オン（別名ハロキサゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	三百mg
（略）	（略）
三―〔（α―メチルフェネチル）アミノ〕プロピオニトリル（別名フェンプロポレクス）、その塩類及びこれらを含有する物	三百六十mg
三―（α―メチルフェネチル）―Ｎ―（フェニルカルバモイル）シドノンイミン（別名メソカルブ）、その塩類及びこれらを含有する物	九百mg
（略）	（略）
二―メチル―二―プロピル―一・三―プロパンジオールジカルバミン酸エステル（別名メプロバメート）、その塩類及びこれらを含有する物	十八g

別表第二（第四十四条関係）

一　（略）

二　バルビタールとして二十％以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして百mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

三　バルビタールとして二十％以下を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして十mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

四　バルビタールとして五十％以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして十mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

五　バルビタール及びヨウ化アセチルコリンを含有する物であつて、一個中バルビタールとして十mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

六・七　（略）

第二条　麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料 イ　Ｎ－アセチルアントラニル酸として五〇％を超えて含有する物 ロ　アセトンを五〇％を超えて含有する物 ハ　四－アニリノピペリジンとして五〇％を超えて含有する物 ニ　四－アニリノ－１－フェネチルピペリジンとして五〇％を超えて含有する物 ホ　アントラニル酸として五〇％を超えて含有する物 ヘ　イソサフロールを五〇％を超えて含有する物 ト　エチルエーテルを五〇％を超えて含有する物 チ　エルゴタミンとして五〇％を超えて含有する物 リ　エルゴメトリンとして五〇％を超えて含有する物 ヌ　塩化水素を一〇％を超えて含有する物 ル　過マンガン酸カリウムを一〇％を超えて含有する物 ヲ　サフロールを五〇％を超えて含有する物 ワ　一・一－ジメチルエチル＝四－アニリノピペリジン－１－カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物 カ　トルエンを五〇％を超えて含有する物 ヨ　ピペリジンとして五〇％を超えて含有する物 タ　ピペロナールを五〇％を超えて含有する物 レ　Ｎ－フェニル－Ｎ－（ピペリジン－四－イル）プロパンアミドとして五〇％を超えて含有する物 ソ　一－フェネチルピペリジン－四－オンとして五〇％を超えて含有する物 ツ　メチルエチルケトンを五〇％を超えて含有する物 ネ　メチル＝二－メチル－三－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－二－カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物 ナ　二－メチル－三－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－二－カルボン酸として五〇％を超えて含有する物 ラ　三・四－メチレンジオキシフェニル－二－プロパノンを五〇％を超えて含有する物 ム　無水酢酸を五〇％を超えて含有する物 ウ　リゼルギン酸として五〇％を超えて含有する物 ヰ　硫酸を一〇％を超えて含有する物 二・三　（略）	**別表第三**（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料 イ　Ｎ－アセチルアントラニル酸として五十％を超えて含有する物 ロ　アセトンを五十％を超えて含有する物 ハ　四－アニリノピペリジンとして五十％を超えて含有する物 ニ　四－アニリノ－１－フェネチルピペリジンとして五十％を超えて含有する物 ホ　アントラニル酸として五十％を超えて含有する物 ヘ　イソサフロールを五十％を超えて含有する物 ト　エチルエーテルを五十％を超えて含有する物 チ　エルゴタミンとして五十％を超えて含有する物 リ　エルゴメトリンとして五十％を超えて含有する物 ヌ　塩化水素を十％を超えて含有する物 ル　過マンガン酸カリウムを十％を超えて含有する物 ヲ　サフロールを五十％を超えて含有する物 ワ　一・一－ジメチルエチル＝四－アニリノピペリジン－１－カルボキシラートとして五十％を超えて含有する物 カ　トルエンを五十％を超えて含有する物 ヨ　ピペリジンとして五十％を超えて含有する物 タ　ピペロナールを五十％を超えて含有する物 レ　Ｎ－フェニル－Ｎ－（ピペリジン－四－イル）プロパンアミドとして五十％を超えて含有する物 ソ　一－フェネチルピペリジン－四－オンとして五十％を超えて含有する物 ツ　メチルエチルケトンを五十％を超えて含有する物 ネ　メチル＝二－メチル－三－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－二－カルボキシラートとして五十％を超えて含有する物 ナ　二－メチル－三－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－二－カルボン酸として五十％を超えて含有する物 ラ　三・四－メチレンジオキシフェニル－二－プロパノンを五十％を超えて含有する物 ム　無水酢酸を五十％を超えて含有する物 ウ　リゼルギン酸として五十％を超えて含有する物 ヰ　硫酸を十％を超えて含有する物 二・三　（略）
別表第三（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料 イ～ト　（略） チ　エチル＝二－メチル－三－（三・四－メチレンジオキシフェニル）オキシラン－二－カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物	**別表第三**（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料 イ～ト　（略） （新設）

リ～カ	（略）
ヨ	一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
タ	一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
レ・ソ	（略）
ツ	ピペリジン―四―オンとして五〇％を超えて含有する物
ネ～ラ	（略）
ム	ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
ウ	プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
ヰ	（略）
ノ	一―メチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
オ	一―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
ク	二―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
ヤ～エ	（略）
二・三	（略）

チ～ワ	（略）
（新設）	
カ・ヨ	（略）
（新設）	
タ～ソ	（略）
（新設）	
（新設）	
ツ	（略）
（新設）	
（新設）	
（新設）	
ネ～ヰ	（略）
二・三	（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百八号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第四条第一項の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第１（第１条関係）

有害物質	家庭用品	基準
（略）	（略）	（略）
トリス（２，３―ジブロムプロピル）ホスフェイト	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	試料１ｇあたり８μｇ以下であること。
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第１条関係）

有害物質	家庭用品	基準
（略）	（略）	（略）
トリス（２，３―ジブロムプロピル）ホスフェイト	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	検出されないこと。
（略）	（略）	（略）

ビス（２，３―ジブロムプロピル）ホスフエイト化合物	繊維製品のうち，寝衣，寝具，カーテン及び床敷物	試料１ｇあたり10μｇ以下であること。
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百九号

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百五十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

ビス（２，３―ジブロムプロピル）ホスフエイト化合物	繊維製品のうち，寝衣，寝具，カーテン及び床敷物	検出されないこと。
（略）	（略）	（略）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十五条、第十六条、第二十五条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。 一～五　（略） 六　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等 イ　所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号。以下「令」という。）第四条及び第五条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに法第六条に規定する扶養親族等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族を除く。次号イにおいて同じ。）の有無及び数並びに同法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類） ロ～ホ　（略） **第二十条及び第二十一条**　削除	（認定の請求） **第一条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十五条、第十六条、第二十五条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。 一～五　（略） 六　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等 イ　所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号。以下「令」という。）第四条及び第五条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに法第六条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類） ロ～ホ　（略） **第二十条・第二十一条**　削除

様式第一号（裏面）及び第六号（裏面）を次のように改める。

（裏　面）

注意

1　⑥の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。手当の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座（※）を利用する場合は、「□公金受取口座を利用します」のチェックボックスにチェックしてください。

なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は不要です。

（※）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座である公金受取口座をいいます。

2　⑫及び⑬の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

3　⑭の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。

4　⑳の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

5　㉒の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

(1)　請求者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2)　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

6　㉓の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

7　㉔の欄は、前年（1月から6月までの間に請求をする人の場合には、前々年をいいます。）の所得について都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等がある場合には、給与所得及び公的年金等の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

8　㉗の欄は、⑱、⑲又は⑳の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

9　㉘の欄は、前年の所得についての地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。

10　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

(1)　あなたと支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2)　請求者が父又は母である場合であって、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類

(3)　請求者が父又は母である場合であって、支給対象障害児と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

(4)　請求者が父母以外の者である場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類

(5)　支給対象障害児についての医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真

呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・　けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他

(6)　本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉒から㉘までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書

11　この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

（裏　面）

注意

1　この届は、毎年8月12日から9月11日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

なお、本年7月以降に認定請求書を出している方は、出す必要がありません。

2　⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

3　⑨の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）（以下「扶養親族等」といいます。）の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

(1)　受給者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2)　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

4　⑩の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

5　⑪の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

6　⑫及び⑬の欄は、扶養親族等について該当する人の数を記入してください。

7　⑭の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

8　⑮の欄は、前年の所得について、地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。

9　本年1月2日以後現住所に転入された方は、⑨から⑮の欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。

10　この届について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第二条　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設） **第一条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一　（略） 二　児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設と同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関 三～九　（略） （認定の請求） **第二条**　法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条及び第十五条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類 イ　所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号。以下「令」という。）第八条において準用する令第四条及び第五条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下この条において同じ。）並びに法第二十条に規定する扶養親族等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族を除く。次号イ及び第十五条において同じ。）の有無及び数並びに同法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類） ロ～ニ　（略） 五　（略）	（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設） **第一条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一　（略） 二　児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設における と同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関 三～九　（略） （認定の請求） **第二条**　法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条及び第十五条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類 イ　所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号。以下「令」という。）第八条において準用する令第四条及び第五条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下この条において同じ。）並びに法第二十条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類） ロ～ニ　（略） 五　（略）

（裏　面）

様式第三号（裏面）及び第七号（裏面）を次のように改める。

注意

１　③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。

２　⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）の合計数を記入してください。

　なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

１　受給者については、㋐に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋑に特定扶養親族の数を、㋒に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

２　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

３　⑨の欄は、前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。

４　⑩の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。

５　⑪の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者であるの人の数を記入してください。

６　⑫の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを〇で囲んでください。

７　⑬の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。

８　⑭の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。

　この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。

１　⑨の欄の所得額について、市区町村長の証明書

２　⑩から⑬までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

（裏　面）

注意

１　③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。

２　⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

（１）　受給者については、㋐に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋑に特定扶養親族の数を、㋒に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

（２）　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

３　⑨の欄は、所得がない場合は「なし」と記入してください。

４　⑩の欄は、前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入して ください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。

５　⑪の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。

６　⑫の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者であるの人の数を記入してください。

７　⑬の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを〇で囲んでください。

８　⑭の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。

９　⑮の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。

10（注）の表中

ア　Aの欄は、下表に掲げる公的年金等（課税対象年金・恩給を含む。）のすべての収入金額を記入してください。また、（　）内に「公的年金等」から該当する記号（ネについては、これに加え、当該公的年金等の名称）を記入し、その年金の種類（障害基礎年金、老齢年金等）を具体的に記入してください。「公的年金等」を2つ以上受けているときはそれぞれ記入してください。

イ　Bの欄は、Aの欄の金額から所得税法第35条第4項の年齢65歳未満である者に係る公的年金等控除額に相当する額を控除した後の金額を記入してください。

ウ　Eの欄は、「公的年金等」以外の雑所得の金額（所得税法第35条第2項第2号に掲げる金額）を記入してください。

エ　Fの欄は、都道府県民税の対象となった、雑所得及び給与所得以外の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計を記入してください。

この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。

（1）公的年金等を除く所得額について、市区町村長の証明書

（2）公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる証明書（年金証書等の写）

（3）⑪から⑭までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

公　的　年　金　等

イ	国民年金
ロ	厚生年金保険の年金
ハ	船員保険の年金
ニ	恩　　給
ホ	国家公務員等共済組合の年金
ヘ	条例による地方公務員の年金
ト	地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済会又は旧市町村職員共済組合の年金
チ	日本私立学校振興・共済事業団の年金
リ	農林漁業団体職員共済組合の年金
ヌ	国会議員互助年金
ル	日本製鉄八幡共済組合の年金
ヲ	執行官の恩給
ワ	旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員等共済組合連合会が支給する年金
カ	戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
ヨ	未帰還者の留守家族手当
タ	労働者災害補償制度の年金
レ	国家公務員災害補償制度の年金
ソ	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
ツ	地方公務員災害補償制度の年金
ネ	所得税法第35条第2項に規定する公的年金等で上記イ～ツに該当しない課税対象年金

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年八月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第七十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	三九、九八四人		本省	三九、九四六人	
観光庁	二二四人		観光庁	二二四人	
気象庁	五、〇三〇人		気象庁	五、〇三〇人	
運輸安全委員会	一八二人	事務局の職員の定員とする。	運輸安全委員会	一八二人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、七八八人		海上保安庁	一四、七八八人	
合計	六〇、二〇八人		合計	六〇、一七〇人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の国土交通省定員規則第一条の規定にかかわらず、国土交通省の本省の定員は、令和六年九月三十日までの間においては、四〇、〇二四人とする。

○国土交通省令第七十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（技術企画官） **第二十六条**　企画部（北陸地方整備局を除く。）に、技術企画官一人を置く。 2　（略） （建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千七十二人以内を置く。 2　（略）	（技術企画官） **第二十六条**　企画部に、技術企画官一人を置く。 2　（略） （建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千七十七人以内を置く。 2　（略）

（統括建設管理官）

第百三十六条の二　地方整備局を通じて統括建設管理官四人を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十四人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十五人を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十二人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち十四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち二人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　（略）

（統括建設管理官の設置期間の特例）

第十六条の二　第百三十六条の二の統括建設管理官のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（先任建設管理官の設置期間の特例）

第十六条の三　第百三十六条の三の先任建設管理官のうち六人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（能登復興事務所に係る特例）

第二十六条　北陸地方整備局能登復興事務所は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

（統括建設管理官）

第百三十六条の二　地方整備局を通じて統括建設管理官三人を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十三人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十六人を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十三人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち十四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち二人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

4　（略）

（新設）

（能登復興事務所に係る特例）

第二十六条　北陸地方整備局能登復興事務所は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　所長、総務課長及び工務課長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
附　則 （能登上下水道復興支援室に係る特例） **第二条**　第三十七条の二の能登上下水道復興支援室は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 （削る）	**附　則** （能登上下水道復興支援室に係る特例） **第二条**　第三十七条の二の能登上下水道復興支援室は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 ２　室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。